

公立大学法人岐阜県立看護大学第2期中期計画の変更について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の第2期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成28年7月29日付看大第99号にて法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、法第26条第3項の規定に基づき、当評価委員会に意見を求める。

前 提

- ・平成28年度第1回評価委員会において積立金の繰越にかかる意見を聴取し、看護の質の向上を目的とした処分について知事の承認を得た（法第40条第5項、法施行細則第13条）。
- ・法人の平成27年度決算により積立金の額は197,036,599円となり、一部承認（141,868,348円）の上、前期中期目標期間における積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる。

中期計画変更の概要

- ・法人の第2期中期計画は平成28年2月12日に知事の認可を得ているが、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等のために積立金を使用するには、中期計画に積立金の用途を記載する必要がある（法第40条第4項）。

中期計画変更(案)

- ・法人の第2期中期計画の第7「予算、収支計画及び資金計画」に積立金繰越にかかる金額を反映し、第11「4 法第40条第4項の規定により業務の運営の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画」に「教育研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善等に充てる」として記載する。

※資料(看大)4-2のとおり

今後の手続き

- ・中期計画の変更について、知事の認可を得る。（法第26条第1項）